

第 26 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 平成 29 年 7 月 7 日(金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 相模 農夫 男 が 招集 した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 00 分

3 出席した委員は次のとおりである。

1 番	鈴木 房 夫	2 番	伊 原 清
3 番	秋 谷 幸 男	4 番	林 伸 司
5 番	欠 員	6 番	浜 島 照 雄
7 番	鈴木 勲	8 番	染 谷 茂 幸
10 番	欠 員	11 番	欠 員
12 番	程 田 平	13 番	渡 部 和 子
14 番	酒 卷 寿 雄	15 番	岡 田 英 夫
16 番	飯 塚 恒 男	18 番	染 谷 茂
19 番	飯 野 文 夫	20 番	坂 卷 洋 行
21 番	遠 藤 秀 生	22 番	成 嶋 君 美
23 番	金 子 守 孝	24 番	谷 田 貝 和 代
25 番	村 越 等	26 番	山 野 辺 守
27 番	中 台 実	28 番	増 田 直 晴
29 番	秋 谷 昌 治		

26 名中 24 名出席 欠員 2 名

4 欠席した委員は次のとおりである。

9 番 西 川 圭 二 17 番 相 模 農 夫 男

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 高 橋 一 寛
副 参 事 寺 嶋 浩
副 主 幹 早 崎 秀 隆
副 主 幹 堀 江 潔
副 主 幹 大 久 保 義 典

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 競売買受適格証明書の交付について【農地法第 3

条要件】（許可時の同意を含む）

- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について

7 協議事項

- (1) 平成29年度農地利用状況調査について

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用届出の確認書の交付について
- (5) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (6) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 皆様、こんにちは。

梅雨の晴れ間の合間の皆さんお忙しい中、また1時からの検討委員会のメンバーの皆様には大変ご苦労さまでございました。

会長が欠席ということで、代理の私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以後、着席で失礼をさせていただきます。

それでは、ただいまより第26回農業委員会総会を開催いたします。

議長 本日の出席委員は、26名中24名の出席でございます。よっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

議長 それでは、日程の1、議事録署名委員の選任をしたいと思います。選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

村越等委員，山野辺守委員，よろしく願いをいたします。

議長 次に、日程2、一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承を願います。

今月の担当は第1調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、中台委員長、よろしく願いいたします。

中台実委員長 第1調査会は、今年度初めての総会であります。いつも隣に座っている会長さんがいないので、スムーズに行くかどうか心配ですけれども、ひとつご協力のほど、よろしく願いいたします。

では、早速、委員長報告いたします。

農地第1調査会は、去る6月29日、30日、平成29年度第3回農地調査会を実施しました。

最初に、事務局から今回の調査事案である競売買受適格証明1件、農地法第5条5件、非農地証明1件について、概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後、今回の調査案件については、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、平成29年3月に開催された第22回総会の議案第1号から第3号の6件の案件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

農地法第5条3番の鷺野谷の墓地用地、4番の藤ヶ谷の車輛置き場については未着工でした。これらの件については、引き続きパトロールを行うことといたします。

その他は特に問題ありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程の3、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「競売買受適格証明書の交付について【農地法第3条要件】（許可時の同意を含む）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長、お願いします。

（議長の指名で高橋事務局長が総括説明）

議長 ご苦労さまでございました。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を中台委員長、よろしく願いをいたします。

中台実委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、千葉地方裁判所松戸支部による農地の競売に参加したいため、競売買受適格証明の申請をされたものです。

入札期間は平成29年7月6日から13日まで、物件の農地は、船戸の畑11筆8,247㎡です。なお、競売対象地の全面積は、農地以外の土地4筆を合わせ1万52㎡です。

申請者は布施在住の方で、耕作地から比較的近く、耕作しやすいため取得したいとのことで、ネギとカブを作付する計画です。

農業経営の実態につきましては、6人で従事し、耕作面積は886aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対し、落札した際は、本申請で許可を得て、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

ただいま調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございますか。

どうぞ、林委員。

林委員 今回のこちらの第1号の土地の住所について確認したいんですけども、1番目のところが船字旭山●●番地の●、田となっているんですが、これは「船戸」ではなくて「船」でよろしいのでしょうか。

事務局長 大変申しわけありません。これは「船戸」の間違いでございます。大変申しわけございませんが、「船」と「字」の間に「戸」を入れていただいて訂正していただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

林委員 はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。

その他、何かありますか。

どうぞ、村越委員。

村越委員 2ページの一歩下のところの保証額というのは何でしょうか。

中台実委員長 保証額は競売に必要な金額ですよ。

議長 入札の権利という。だから保証して、それで落ちれば返還をさ

れると思います。

村越委員 参加費みたいなものですか。

議長 そうです。
よろしいでしょうか。

村越委員 はい。

議長 その他、何かありますか。

渡部委員 競売の案件というのは、私は初めて経験したような気がするんですけども、農地がこんなふうに競売にかかるというのは、これまでも結構あったことなんでしょうか。

議長 委員長。

中台実委員長 自分としても農業委員やって2期目なんですけれども、結構ありましたね。

渡部委員 手続上のことで、ちょっと確認したいなと思うんですけども、証明を出すということは、これは入札は7月6日から13日ですので、7日のきょう、これが証明されれば間に合うんだろかなと思うんですけども、例えば地方裁判所で公告をした時期だとか、例えばちょうど農業委員会が開かれる時期とずれた場合とかで、その証明が間に合わないとかいうことはあまりないんでしょうか。

中台実委員長 競売をする場合は、公告が事前にあると思うんですよね。今回はちょっとずれましたが、前回の総会するときにもありましたものね。農家の方じゃないですけども、建設会社の方か何か、6月のときに同じような資格を取るのにあったと思ったんですけども。だから、恐らく大分前から、その期間はわからないですけども、公告は出していると思うんですけどもね。ただ、今回はちょっと期間

が短かったんですけれども、単純に申請がぎりぎりになっただけだと思います。

渡部委員 つまり、公告自体はもっと早目になっていて、それで入札期間は1週間だけれども、公告はその前だから、例えば7月じゃなくて6月の農業委員会総会に、もしかしたらその証明願を出すことができ、十分なゆとりを持ってそれに参加することができるような、手続上はそういうふうになっているということ。

中台実委員長 そう思います。

渡部委員 わかりました。7月7日だと、13日まで入札期間だから、もうこれが認められないということはないと思うんだけど、もし間に合わなかったら参加できなくなっちゃったりしないかなとか、そういうふうにちょっと思ったんで、その手続上のことを聞きました。
ありがとうございます。

議長 伊原委員。

伊原委員 前回の申請と今回のはまた違うんですか、日にちが。

議長 この前のは違う。
じゃ、そこは局長のほうから。

事務局長 先月、6月の総会のほうには出たんですけれども、6月の締め切りというのは5月25日です。それで、5月25日までに提出できるということは、5月25日以前に、この裁判所からの競売の公告は上がっていたと思います。

それと、今回のものについては、農地法3条の農地として買うということでしたけれども、6月については資材置き場として買うという形で出ております。

それと、こちらの今回の3条の案件については、市で許可権限を持っておりますが、6月に上がったものについては県の許可になります

ので、ちょっと時間はかかりますけれども、二、三週間ぐらいでおりてきていると思います。

以上です。

議長 飯野委員。

飯野委員 農地を農地で入札するわけだから、前回の申請がどうこうというわけじゃないけれども、これはいいと思います。賛成。

議長 そのほか、何か質問ございますでしょうか。どうぞ。

成嶋委員 ここにネギとカブの作付とあるんですけれども、結構埋め立て地で砂利だとか、現状はあまりよくない農地だと思うんですけど、それは●●さんは、どのような形でつくると言っていましたか。

議長 委員長。

中台実委員長 自分たちも現場を前に見ましたけれども、なかなか農地として耕作するのは大変かなと思うんですけれども、作付の場所も近いし、申請人の意欲と能力なら恐らく大丈夫だと思います。

議長 そのほか何かありますか。

質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長，お願いいたします。
(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでございました。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を中台委員長，お願いいたします。

中台実委員長 それでは，1番についてご報告いたします。

調査会資料は6ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う資材置き場及び駐車場用地への転用の許可申請であります。

申請地は，高柳の田1筆1，216㎡です。

市街化区域に近接し，10ha以上の集団的農地の区域でないことから第2種農地と判断しました。

譲受人は土木業を営む法人で，既存施設の一部について所有者から返還を迫られているため，資材置き場及び駐車場を整備する計画に至ったものであります。

申請地は，資材置き場として砂・碎石・建築残土のほか，トラック等の車両置き場7台分，駐車場として乗用車10台分を整備します。既存の土をならした後，碎石敷き20から30cmとしますが，砂・建築残土スペースは土のままとします。

被害防除対策につきましては，雨水は自然浸透。南側の水路境と東側の隣接農地側には築堤を設け，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。
以上です。

議長 ご苦労さまでございました。
ただいま調査結果の報告がございました。
1番について、何か質問はございますか。
秋谷委員。

秋谷（幸）委員 この譲渡人、特別老人ホームに入居して何歳ぐらいの人か、それから健康状態とかって。

議長 委員長。

中台実委員長 この●●さんは●●歳で、息子さんが自宅に住んでいて、家族構成は●名だそうです。それで、お母さんは特養に入っていますけれども、せがれさんは自宅にいるようです。

村越委員 会社の住所が●●なんですけれども、何か事務所から遠いような感じもするんですけれども、こっちに選んだ理由とか何かあるんですか。

議長 委員長。

中台実委員長 現在借りているところが所有者から返還してもらいたいというようなことで、土地を探していたみたいな感じですよ。ちょっと距離的には遠いでしょうけれども、単価的なものもあると思います。

事務局長 事業計画の中で、こちらの会社は船橋方面の仕事がふえているらしいです。ですから、自分のところの会社と今回の申請地が中間地点にあるということで選んでいるということのようです。

議長 よろしいでしょうか。

村越委員 はい。

議長 そのほか何か質問ございますか。

飯野委員。

飯野委員 これは出入り口が鋭角的な入り口をつけているけれども、これは真ん中ポールか何かやる予定なんですか。

中台実委員長 入り口は幾分上がっているような感じで、図面の右側はだんだん低くなっているんですよ。この上の5mの道路から、大分ちょっと下がっていますので、ポールというのはないと思います。

飯野委員 隅切ったみたいになって。

中台実委員長 ええ、道路敷地とすればね。ただ、埋め立てというか、土をある程度ならす、平らにするのに、既存の土地を平らにして、そこに碎石を敷くぐらいですので、そんなにこっちを上げるような感じで、反対側の残土とか碎石のほうは低いままだと思うんですよ。

飯野委員 今まで考える入り口と何か違うような感じがするんで、ちょっと質問したんですけれども。

中台実委員長 意外とこの辺は車の交通量も少ないし、この先のほうも資材置き場というか、土建屋さんが持っているみたいです。

飯野委員 はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。

伊原委員 この●●さんという●●何歳のこの方は、自己判断できるんですか。

議長 自筆の申請書はありますよね。

中台実委員長 うん。手伝ってもらったか、それはわからないですけどもね。

伊原委員 それでは、一応納得しているということですね。

中台実委員長 はい。

議長 そのほか何か質問ございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ただいまなしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を中台委員長、よろしく願いいたします。

中台実委員長 じゃ、2番についてご報告いたします。

調査会資料は10ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷の畑1筆901㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は産業廃棄物処理業を営む法人で、既存施設について返還を迫られているため、駐車場を整備する計画に至ったものであります。

申請地は、砂利敷き15cmとし、27台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。周囲に築堤・木柵トラロープを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

ただいま調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

渡部委員。

渡部委員 申請理由のところ、産業廃棄物処理業を営む法人。それで、仕事の内容はよくわからないんですけども、既存施設の返還を求められて駐車場を整備するという、これがちょっと意味がよくわからなかったんです。つまり、駐車場を今まで使っていた駐車場が使えなくなったので、駐車場を整備するというならわかるんですけども、既存施設といった場合、多分いろんな営業とかをやっている会社なのかなと思ったんですけども、これだけの駐車場が必要な処理業の、要するに処理をするためのところではないわけですよ。その辺の来客用が21台分ですか、だから来客用21台って、常にそれだけが必要な廃棄物処理業というの、何かその仕事の内容と駐車場との関係がちょっとわからなかったんですね。

議長 委員長。

中台実委員長 この業者の方は、会社そのものが●●のほうにあるらしいんです。それで、東京のほうからいろいろ見学者が来るときに、柏市の名前であれば結構お客さんもいっぱい来るらしいんです。あそこから会社まではマイクロか何かで分乗して見学しに行くというようなことらしいです。

中台実委員長 ●●とか、近くのいろいろなところの産業廃棄物処理をやっているらしいんですよね。それで、事務所が●●らしいんですけども、いろいろ見学するには柏のほうが都合がいいらしいんですよね。お客さんも大勢集まるから。そんなことで、見学するためにあそこに駐車場を設けて、あそこに集まってもらって会社まで行くというようなことらしいです。

渡部委員 つまり、既存施設の返還というと、今ある既存施設が全面的に返還を迫られていて、それでここに全部移ってくるのかなという、ちょっとこの申請理由からは。

中台実委員長 駐車場だと思うんですよね。

渡部委員 駐車場だけで。

中台実委員長 ええ、だと思っんです。だって、いろんな施設を移動すると、相当の面積必要だと思うんですよね。ですから、この場合は駐車場の部分だけこっちへ、柏のほうに、藤ヶ谷のほうに持ってくるということだと思います。

渡部委員 つまり、じゃ、既存施設のその一部、駐車場の返還を迫られているためというのが正確でしょうか。

中台実委員長 かと思いますね。

渡部委員 そういう意味ですか。

議長 廃棄物処理業というのはいろいろな法律で簡単に移せないと思うので、●●の●●にあると思います。

中台実委員長 距離的には幾らもないよね、隣だろうから。それで、柏市の場合は、お客さんの受けがいいみたいですね。

渡部委員 その辺がわからないんだけども。

中台実委員長 担当の人はそう言っていました。

議長 この駐車場からお客さん，要するに廃棄物を請け負う会社のお客さんをここへ集めてもらって，それから工場へ，こういうことをやっているんだよってお客さんを案内して，そこを説明するということがらしいんですけども。

伊原委員 この●●●という会社は●●●ですね，会社名が。だから，こういう処理業者のいろいろ扱っている，修理とかいろいろ扱っていますよということを宣伝するためのお客様ですか。

中台実委員長 と思いますよね。

議長 お客さんがスーパーとかそういったところの残渣とかを集めてきて処理してもらうため。

中台実委員長 結局，営業も兼ねているような感じで，それでお客さんを集めるために。

伊原委員 こういう機械を入れてあれば，これはいいですねと，そういう仕事の営業。

中台実委員長 はい。

議長 お客さんを案内して，こういうことをやっているんだよということで，それでお客を獲得すると。ここの駐車場はそれが目的だと思いますよ。

中台実委員長 お客さんが来ないことにはね。だから，お客にとにかく集まってもらわなくちゃまずいようなことを言っていましたものね。

議長 秋谷委員。

秋谷（幸）委員 この現場の周囲ですか，これは全部畑ですよ。

中台実委員長 ええ。

秋谷（幸）委員 それで，築堤20センチと明記してありますよね。周囲に築堤。砂利のところは飛ばないのかな，これは。

中台実委員長 あと一段，高くなっているんですよ，この現場，駐車場は。

秋谷（幸）委員 ほかの畑よりも。

中台実委員長 畑は大体同じです。ただ，普通の大きい車が入るところから幾分上がっているんです。だから，トラロープぐらいで木柵のもので十分かなと思って。別に目隠しの鉄骨とか何か，鉄パイプとかやらなくても，大分，大丈夫だなと。これ全部今埋めてあって，そのままですよ，高くなっていて。それで，だから，築堤だけですから，あとは自然浸透で。

秋谷（幸）委員 心配ないという。

中台実委員長 ええ。入り口だけ勾配があるから，ここのところの入り口だけ県道のほうに砂利が飛ばないようにしてくださいと書いてあります。

秋谷（幸）委員 心配ないということで。

中台実委員長 ええ。

議長 隣接地主はネギを一生懸命耕作しているところなんです。でも，

そこを築堤20cmで、それは隣接の人にも説明してあって、それで了解して、そういうことになっているんだと思います。そこはブロックとかいろいろ方法はあるんだけど、この現場は築堤ということ。

秋谷（幸）委員 砂利が飛ばなきゃいいですね、周囲に。

議長 その辺は説明して、ちゃんと隣接地主と話し合いは持っているものと思います。

そのほか何かございますか。

程田委員 譲渡人の人は、これは農業をやっているんですか。

中台実委員長 直接うちにはいないみたいですね。すぐ隣が生家らしいですけども。

議長 相続で取得しているようです。実家がすぐ脇にあります。それで農家はやっていないので、処分したいという。

よろしいでしょうか。

そのほか何かございますか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を中台委員長、よろしく願いいたします。

中台実委員長 じゃ、3番についてご報告いたします。

調査会資料は14ページからになります。

本件は、賃借権の設定を伴う資材置き場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、逆井の畑3筆1、555㎡です。住宅や事業用施設が連

たんしている区域であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は建設業を営む法人で、既存施設が狭く使い勝手が悪いため、当該申請地に資材置き場を整備し、移転する計画に至ったものであります。

申請地は砂利敷き15cmとし、砂・砂利・赤土・鉄板等のほか、トラック等の車両置き場5台分を整備する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。北側には万能堀、南側にはトタン・ブロック堀が既にあり、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

何か質問ございませんか。質問ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議長 ただいま、なしという声がございましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番と5番については一体の事業になりますので、一括して調査結果の報告を中台委員長、よろしくお願いいたします。

中台実委員長 調査会資料は18ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う農地造成への一時転用の許可申請であります。

申請地は、戸張の田15筆1万9,408.57㎡で、農業振興地域の農用地区域内の農地であります。農地以外の土地174.69㎡を合わせて、事業全体の面積は1万9,583.26㎡となります。

農用地区域の場合は原則として許可できませんが、一時的な利用であることから、例外的に許可できるものであります。

申請地は田が広がっていますが、畑地として有効利用を図るため、農地造成する計画に至ったものであります。なお、戸張在住の申請者の土地は、柏在住の申請者名義の仮登記がついており、この方が耕作する予定となっております。

造成後は、柿・栗・ブルーベリー・ポポーを作付する予定です。

埋め立て高は、堰堤の高さを含めると最大で2.2m、土砂の量は34,830㎥、埋め立て方式は単純埋め立て方式です。

進入路は県道側からで、鉄板敷きとします。県道側水路はボックスカルバートを設置した上に盛り土し、砕石20cmの上に鉄板を敷設。もう一つの水路はH鋼を敷設し、その上に鉄板を敷きます。一時的に撤去する歩道のガードパイプ、水路敷きのネットフェンス等は、造成完了後に復元します。

被害防除対策は、雨水は自然浸透とし、周囲に築堤を設置。隣接地が自作地等でない農地の場合には境界から1,2m離して板柵を設置し、のり面とすることで土砂等の流出を防止します。工事中は出入り口をトラロープで囲い、埋め立て進入路には警備員を配置し、安全に留意するとのことです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝え、譲渡人に対しても、工事状況を常に把握し、工事完了後はみずから覆土の確認等を行うよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

(「議長， すいません」の声あり)

議長 どうぞ，事務局。

事務局 こちらで一部訂正がございます。

お手元の資料，19ページでございますが，19ページの一番下の欄のその他欄になります。こちらの中に，10トン車，平均30台，1日平均ということになっておりますが，こちらは調査会の中で，4トン車，平均60台，1日60台ということで行うということを確認がとれましたので訂正をいたします。

よろしく願いいたします。

議長 10トン車30台を訂正しまして，4トン車で60台だそうでございます。

ただいま調査結果の報告がございました。

4番と5番について，何か質問はございますか。

伊原委員。

伊原委員 県道からの搬入路ですが，盛り土はどのぐらいになりますか。田んぼですから，水はけが悪くなることもあり得るんですけども，その点はどうでしょうか。

中台実委員長 高くて2mぐらい。

伊原委員 それは何m，どのぐらいつくんですか。3m近くですか。県道の下がちょうど排水路ですか。

中台実委員長 排水路，そこにボックスカルバートをやって枠になって。

伊原委員 埋めるときの進入路でしょうから，埋めて終われば元に戻すんですよ。

中台実委員長 だと思えますよね。そうじゃないと，ずっと高いままだと。カルバートはそのままでしょうけれども。

伊原委員 田んぼをつくっている人には迷惑はかけないということですか。

議長 田んぼが終わってからやるそうです。それで2 mだから，業者が何回も経験しているから，まず盛り上がりはないだろうと，もしそういった場合は誠意をもって対処しますと。

伊原委員 いざこざないように頑張るとのことですね。

中台実委員長 ええ。

議長 それは社長はしっかり言っていました。

伊原委員 あと，一応ハウスをつくって，野菜をつくると言っていたけれども，どう話が変わったか知らないけれども，栗の木と柿の木と，今，柿の木植えてありますけれども。

議長 委員長。

中台実委員長 その辺のところはちゃんと聞きました。今回はこの柿と栗とこれですけれども，前回申請のときには水耕栽培の計画があったのはどうなっていますかって，せがれさんですか，聞いたら，この次，今度の申請のときにそっちのほうをということ。

今回の申請については，この埋め立てをする●●ですか，この社長も来まして，一応，●●があるから，いろんな，要するに栗とか，こういう管理，草刈りとかそういうのも，一応，●●が請け負うような格好でやるそうです。

伊原委員 従業員が●●さんのところじゃないだろうから，プロが。

金子委員 ●●が管理するということですから。

中台実委員長 管理するというようなことを言っていました。

議長 染谷委員。

染谷（茂）委員 今、●●って出てきたから。要するに、●●さんそのものがそういう耕作するんじゃないくて、委託するということでしょうか。

議長 お手伝いをしますと言っていましたね。

中台実委員長 表現はどうかはわからないけれども、埋め立てて柿とか栗とかブルーベリーとかいろいろやるんだけれども、やっぱり●●が草とかいろいろんな形で管理するようなふうにとめました。

染谷（茂）委員 最初に出たときは、せがれにもやらせたりして、自分たちでやるってことだったと思うんですよ。ハウスも何億かけたり、4トンのトラック買ったり、何十馬力のトラクターを買ったり。それがだんだん変わってきちちゃっているんですよ。

中台実委員長 最初の計画とは違ってきましたよね。

議長 それも委員長は大分強く言ったんですけれども、だから、ハウスは次回以降にやりますと。

伊原委員 だから、購入するときにはこういうふうにやります、やりますといろいろこう書いてきますよね。でも、買っちゃえば、今度はもう埋め立てれば、はい、お前のほうでやってくれるかいと、勝手に委託できるものなんではないか、これは。

議長 またこれは、実際、●●が埋めるんですけれども、●●の社長

も、埋めただけで終わりはしないよ、これはその次まで責任持ってやりますよと。

伊原委員 だけれども、買うときにはうちの方でちゃんと農家要件に備えてどうのこうのやりますよと言っておいて、実際今度は買っちゃった、さあ、今度は埋め立てますといったときに、はい、お前の方でやってくれということで、そんなに簡単に。どうなんだろう。

議長 会長さんも、そのときは体調が万全だったと思うんですけども、ちょっと体調が。

中台実委員長 ただ、柿、栗、ブルーベリーというのも入っていましたが、水耕とかそういう施設も、今回は出ていないけれども、この次はそういうふうにするというようなことで聞きましたので。

議長 その辺は委員長も大分強く言っていました。

議長 渡部委員。

渡部委員 つまり、今この●●さんが買った土地の中で、実際に耕作されている箇所はないということなんでしょうか。この栗とかは植えてあるけれども、そういう植えたとかそういうんじゃなくて、実際に自分が農作業をやるような形での耕作をしているところはないということですか。

中台実委員長 ないと思います。

渡部委員 じゃ、その機械類なんかも買うと言ったのも、特には買っていない。

中台実委員長 そうですよ。●●さんのほうで埋め立てして、あと田んぼでしょう、柿の木植えたり何かしているのは。だから、実際には農業はやっていないと思います。

議長 これからです。埋め立てして、農地造成をして。

渡部委員 計画を出して、それを何か守らなくて、次には、いや、次にやりますよという、そういう信頼関係を損ねるといえるか、誠実でないという感じもして、先ほど染谷さんもおっしゃっていたけれども、家族で、自分も農業をやるんだと言っていたのが、実際に本当にそういう気があるのかなってちょっと思ったり。要するに、自分所有の山林の土を何とか埋め立てて、そっちの山林のほうに、どうなるかわかりませんが、住宅をつくる計画があるのかわからないけれども、そのためにこの埋め立てがあるのではないかというふうに、ちょっと疑ってしまうような気分になってしまうんです。それで今まで言っていることが守れなくて、簡単に、はい、そうですかというふうにはちょっと言えないような印象を持ちました。

それで、今度、ポポーって何ですかね。

中台実委員長 果樹っていいですか、ちょっとアケビの口のあかないような木ですよ、果物。

渡部委員 それって一般的で、もちろん耕作するからには、ポポーが売れるとか、販売をどうするとかいう性格を持って、そのポポーをつくるんだらうなと思うんですけれども、私は初めて聞くんですね。実際にそれを例えばつくっている方もいて、そういうのが売れるとか、収益上がるとか、そういうふうな具体的なやっぱり計画を持って、このポポーに取り組むんでしょうか。

中台実委員長 ポポーは1週間ぐらいしか出荷時期はないらしいんですけれども、あんまりやっている人は少ないと思いますよ。

増田副委員長 事業計画を見ると、将来的には観光農園をやりたいということなんじゃないですか。

程田委員 この埋め立て方なんだけれども、単純埋立方式というけど

単純というのはどういう意味ですか。

議長 単純というのは、ただ上を埋める。天地返しで下を掘って、いい土をどけておいて。

程田委員 農地造成にはその2通りぐらい。単純埋め立てだと何か制限あるとか。

事務局長 多分制限はないと思います。

飯野委員 ちょっと話が変わっちゃうけどいいですか。23ページの何とかと書いてあるんだけど、何か穴掘るようなことが書いてあるけれども、これは。

中台実委員長 埋め立ての……

飯野委員 他でやってる埋め立て見てると、公団や何かで大きく土を盛ってんじゃない、2m、3m。あれは水切るために、下を水切るために積んだんだよな。

染谷（茂）委員 土圧かけて。

飯野委員 土圧をかけて。そうすると、周りの田んぼはどうなる。そこまで考えないといけないんだと思うんだけど。

中台実委員長 ただ、やる時期が田んぼをやる時期じゃなくて、要するに秋から作付する4月、5月までの間、みんなやっている最中じゃないんで。

飯野委員 でも、工期を見ると3年になっているから。

中台実委員長 一応、どうなるかわからないということで、余裕を持って3年と。

飯野委員 徐々にやっていくと。

中台実委員長 そうです。

飯野委員 植えるのも3年先になっちゃうの。

中台実委員長 いや、だから3年間じゃなくて、3年間という長丁場でやるというような形にしておかないと、また半年でもしも工事が完了しないときには、また申請しなくちゃいけないような形であるから。

飯野委員 その工期はわかるんだけど、でき上がったところから、じゃ、植栽していくという形でいいわけですか。

中台実委員長 だと思えますね。10月とか9月、皆さんが田んぼ落ち着いてから。

飯野委員 水の入っていない時期にやると。

中台実委員長 ええ、時期にやると。

議長 順調にいけば半年で。

飯野委員 半年。

中台実委員長 ぐらいで、何とかやりたいということでした。

飯野委員 はい、わかりました。

議長 林委員。

林委員 作付で、こういった形でやられるということで、この収益計画というか、これを植えて収益を出すまでにどういう計画があるのか。

また、どの程度の収益が考えられるのかという点が1つと、今ちょっと先ほどのようなお話にも少し続くんですけども、4トンのトラックが1日60台の搬入をされるということで、ほかの田畑の心配もあるわけですけども、何日ぐらいで、どういう計画をやられる予定になっているのかということについて、どのように確認されていらっしゃるのでしょうか。

議長 委員長。

中台実委員長 客土して、土を2mも盛って、それで栗とこういう果樹を植える。そういうことで、観光農園以外にはきっとこれといった収益的なものはないと思いますよね、市場とかそういうところじゃなくて。

林委員 恐らく実がなって、それが実が、摘み取れるようになるまでに結構な期間というか、かかるような気がするんで。

議長 局長。

事務局長 農地復元誓約書というものが出ておまして、その中で、ポポーについては予定収量を10a当たり800キロ、ブルーベリーが10a当たり500キロ、柿が10a当たり800キロ、栗が600キロとなって、作付開始が平成32年1月、収穫時期が36年9月という形では提出されております。

ただ、お金に関しての面ですね。経営関係については出ておりませんが、収穫の数量については誓約書の中でうたわれております。

以上です。

中台実委員長 最初は山から土を持って、あの細い道路を頑張って土を搬入するのかなと思ったんですけども、違う場所で大きい車で県道のほうからある程度まで積んで、山からは小さい車で4トン車でやるということなんです。

林委員 大体何日ぐらいかかるんですか。

中台実委員長 希望的には半年ぐらいでやっちゃいたい。9月、10月ごろから春先の3月、4月ごろまででやればやっちゃいたいということ。

伊原委員 改良区との話は、もう済んでいるんですね。ただ、水利の関係で、今結構あちこちパンクしたりしているようですが、万が一、埋めたときのところが下になっちゃった場合には、そういうことは改良区と話して変更とかになるんでしょうけれども、そういう話はしてありますよね。

議長 改良区の文書もありまして、その文書を調査会の面接のとき委員長が読み上げてちゃんと聞かせてあります。それも確認してあります。

中台実委員長 隣地に絶対迷惑をかけないようなことで。

議長 社長もその辺は、2mだからまずないだろうと。もし万々が一それができたら、誠意をもって対処しますということ。

議長 そのほか何か質問ございますでしょうか。

浜島委員。

浜島委員 ちなみに、これは使用貸借権ということで、これは金額まではわからないんですか。。

議長 局長。

事務局長 使用貸借権というのは、権利の設定をしていても借り入れ額ゼロというので使用貸借権です。

議長 そのほか何かございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、なしという声がありましたので、4番と5番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手)

議長 挙手多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長、お願いいたします。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでございました。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を中台委員長、お願いいたします。

中台実委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は34ページからになります。

本件は、雑種地へ地目変更登記をするための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請であります。

申請地は、布施の畑1筆19㎡で、現況は雑種地であります。

申請者は、平成5年9月に相続により所有権を取得しましたが、昭和54年頃から配水ポンプ施設として利用されていたということです。

昭和54年10月に撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上雑種地として利用されていると判断できます。またこの間、農地法第51条の規定による違反転用に対する

処分も受けておりません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第1調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

ただいま調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

飯野委員。

飯野委員 農業用のポンプかなと思ったんだけども、それでも雑種地にしなくちゃいけないんですか。

議長 委員長。

中台実委員長 あそこは、8名の方であのポンプを利用しているということで、●●さんも高齢であるしということで、名義を変えておいたほうが良いということで、申請したみたいですよ。

飯野委員 はい、わかりました。

議長 そのほか質問ございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ただいまなしという声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」、(その1)から(その3)を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長、お願いいたします。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでございました。

それでは、議案第4号(その1)につきましては、浜島委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(浜島委員退席)

議長 それでは審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いいたします。

農政課 それでは、農用地利用集積計画の決定について、(その1)についてご説明いたします。

第1番は、柏在住の農業者が岩井の畑3筆、合計面積1,176㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

ただいま議案の説明がございました。

何か質問はございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ただいまなしという声がありましたので、承認をいたします。
議案第4号（その1）を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

（挙手）

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決をされました。
浜島委員の除斥を解除いたします。

（浜島委員入室）

議長 次に、議案第4号（その2）の審議に入ります。
議案第4号（その2）につきましては、染谷茂委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

（染谷茂委員退席）

議長 それでは、審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いいたします。

農政課 続きまして、所有権移転です。
第1番及び第2番は、船戸在住の農業者が新利根の田1筆、上利根の田4筆、上利根の畑7筆、合計面積9,440㎡の所有権を移転するものです。
なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ご苦労さまでございました。
ただいま議案の説明がございました。
何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認をいたします。

議案第4号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

染谷茂委員の除斥を解除いたします。

(染谷茂委員入室)

議長 次に議案第4号(その3)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いいたします。

農政課 利用権設定です。

第2番は、布施在住の農業者が新利根の田1筆、面積1,997㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第3番及び第4番は、布施在住の農業者が新利根の田1筆、弁天下の田1筆、合計面積4,552㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年及び10年です。

第5番は、布施在住の農業者が布施下の田1筆、面積1,284㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第6番は、塚崎在住の農業者が塚崎の畑1筆、面積1,209㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第7番は、若白毛在住の農業者が、若白毛の畑3筆、合計面積2,140㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第8番は、布瀬在住の農業者が、布瀬の田1筆、面積1,242㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第9番は、布瀬在住の農業者が、布瀬の畑2筆、合計面積2,70

2 m²に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

ただいま議案の説明がございました。

何か質問はございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第4号(その3)を採決をいたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議長 それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了をいたしました。

次に、協議事項に移ります。

協議事項1「平成29年度農地利用状況調査について」を協議いたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長、お願いいたします。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでございました。

続きまして、協議事項の説明を事務局に求めます。事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、平成29年度農地利用状況調査について、実施要領（案）についてご説明します。

1番として、農地利用状況調査の目的。

遊休農地に関する措置については、平成21年、農地法が改正され、農地利用状況調査実施の義務規定が設けられました。それに基づいて、以降、遊休農地の実情把握と発生防止、解消対策及び違反転用防止対策等を目的として、毎年1回同調査を実施することになっております。

続きまして、調査の時期になります。昨年度、平成28年度からは、農地法の運用について改定があり、その中で、調査時期を8月ごろ実施するということがルール化されました。これに基づき、今年度も実施時期を7月中旬から9月上旬ぐらいとしました。

続きまして、調査区域、調査方法、4番の調査実施内容のほうですけれども、調査区域としましては市内全域となっておりますが、基本的には前年度遊休農地として判断した土地を、それを落とした図面が、地図があります。これに基づいて、利用状況を目視で確認していただきます。

担当区域につきましては、この要領の7番、地区別の一覧表が載っておりますので、これで確認していただければと思います。

以前の調査では委員さんだけで調査をしていただきましたが、昨年度より中間管理機構への貸し付け可能かどうかの判断、また農地として再生不可能な非農地の判断等の関係から、事務局職員が同行し、調査を行います。

続いて、調査後の予定ですが、5番で、意向調査の実施です。遊休農地と判定された場合は、意向調査を送付し、中間管理機構への貸し付け希望を問うことになっております。中間管理機構への貸し付け希望があった場合は、速やかに通知することになっております。その後、機構が借りられないと判断した場合は、所有者にその旨を通知いたします。この意向調査をしまして、回答がない場合や、みずから管理すると表明しながら管理できていない場合などは、中間管理機構との協議を勧告する対象になります。勧告しますと、その旨を資産税課に情

報提供し、固定資産税が1.8倍に上がることになっております。

実施要領は以上ですけれども、この後、総会の終了後、実際の調査日程につきまして、各地区に分かれていただいて調整を行いたいと思いますので、すいません、よろしくお願いします。

あと、資料としまして、緑の冊子があると思うんですけれども、そちらが千葉県で作成しました耕作放棄地対策マニュアルです。これは千葉県の農地・農村振興課が作成し、各市町村に配布されたものです。内容としましては、耕作放棄地の調査の進め方、その対策の進め方等について記載されております。今後の現場活動の際、お役に立てていただければと思います。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

ただいま事務局より説明がございました。

何か意見はございませんか。何かございませんか。

(発言する者なし)

議長 じゃ、1ついいですか。

これは事務局も合同でって、去年もそうでしたか。

事務局 はい。

議長 じゃ、全部同行ということですね。

事務局 そうです。

議長 はい、わかりました。

特に質問ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございますので、協議事項1を決定いたします。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いいたします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ご苦労さまでございました。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

8月の予定を申し上げます。

7月31日月曜日、8月1日火曜日が調査会で、7月31日は午前9時から、8月1日は午後1時から別館第5会議室でございます。担当は農地第2調査会です。

4日金曜が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

長時間にわたり、慎重審議ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、第26回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時48分閉会)